

業務請負契約一般条項

財団法人 高輝度光科学研究センター（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が請負業務に関する契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

（総 則）

第1条 乙は、この契約書に記載する請負業務（以下「業務」という。）を、契約書およびこの条項に定めるもののほか、別添仕様書に基づいて、実施するものとする。

（契約業務の履行及び指揮命令）

第2条 乙は、業務の履行にあたり、乙の雇用する従業員に対して、直接指揮監督を行うとともに、関係諸法令を守り、誠実にこれを完遂しなければならない。

2. 乙は、業務の実施にあたる人数を自ら決定し、完全な履行をなし得るように人員を配置し、出退勤管理を行い、自ら出来高及び処理業務の成果を把握し管理を行わなければならない。
3. 乙は、業務の作業場所に原則として作業責任者を選任して常駐させ、従業員を直接指揮監督させるとともに、その氏名等を甲に通知する。これを変更した場合も同様とする。

（関連業務の調整）

第3条 甲は、乙の実施する業務および甲の発注に係る第三者の実施する他の業務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行なうものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行なう業務の円滑な実施に協力しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を、第三者に譲渡もしくは承継させまたは担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再請負）

第5条 乙は、事前に甲の承諾を得ることなく、業務について第三者に再請負をさせてはならない。

（知的財産の取り扱い）

第6条 乙は、この契約に関して第三者に帰属する知的財産権を実施する必要があるときは、その実施に関する一切の責任を負うものとする。

2. この契約の遂行の過程で生じた知的財産及び知的財産権の取り扱いは、別添仕様書に記載がある場合はそれに従い、仕様書に記載がない場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約に関し知りえた情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2. 本条項は、この契約の期間満了後においても、なお効力を有するものとする。

(労働法上の責任)

第8条 乙は、乙の従業員に対して雇用主として、職業安定法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、社会保険諸法令、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑を及ぼしてはならない。

2. 乙は、業務に従事する労働者について免許、資格、技能講習等を要する場合、自己の責任で必要な有資格者等を選任し、これらの者に当該業務を行わせなければならない。

(教育及び技術指導)

第9条 乙は、業務については注文の本旨に従った処理を行い、従業員の教育及び技術指導に努め、所定の品質の業務の納入を行うものとする。

(貸与品および支給品)

第10条 甲が乙に貸与するもの（以下「貸与品」という。）および支給するもの（以下「支給品」という。）は、仕様書に定めるところによる。

2. 乙は、貸与品および支給品を受領したときは、甲に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。ただし、甲が必要としないときは、この限りでない。

3. 乙は、貸与品および支給品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4. 乙は、業務の完了、業務の中止等によって不用となった貸与品および支給品を、すみやかに甲に返納しなければならない。

5. 乙は、乙の責めに帰すべき理由により貸与品または支給品を滅失またはき損したときは、甲の指定する期日までに代品を納め、もしくは原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(業務の一時中止等)

第11条 甲は、必要があるときは、書面をもって業務の実施期間を変更し、業務の全部または一部の実施を一時中止させまたは中止させることができる。

2. 前項の規定のより業務を中止させた場合は、履行部分につき、第15条から第18条までの規定を準用する。この場合において履行部分の代金は、契約価額に基づき甲乙協議して決定する。

3. 甲は、第1項の規定により実施期間を変更し、業務を一時中止させ、または業務を中止させた場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(安全確保)

第12条 乙は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

2. 乙は、関係法令および安全に関する甲の諸規則に従うほか、甲が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(損害の負担)

第13条 業務の完了前に業務の対象物または目的物について生じた損害その他業務の実施に関して生じた損害は、乙の負担とする。その損害のうち乙の責めに帰しがたい理由により生じたものについては、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 業務の実施に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙の責めに帰しがたい理由により生じたものについては、この限りでない。

(業務に関する報告)

第15条 乙は、仕様書に定めるところにより、中間報告書および終了報告書を甲に提出しなければならない。

2. 甲は、前項の場合のほか、必要があるときは、乙に対して、業務の実施状況について報告を求めることができる。

(業務完了の検査)

第16条 甲は、前条第1項の終了報告書が提出されたときは、終了報告書に基づき、遅滞なく業務の終了を確認するための検査を行なうものとし、契約に定めるところに従って業務が実施されたと認定したときをもって、業務の完了とする。

2. 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、乙がこれに立ち会わないときは、甲は単独で検査を行なうことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3. 乙は、甲が第1項の検査に必要な資料の提出を求めたときは、すみやかにこれを甲に提出しなければならない。

4. 乙は、第1項の検査の結果不合格となったときは、この指示に従い、乙の負担において、業務の再履行その他必要な措置を講じたうえ再度甲に届け出なければならない。この場合においては前条および前3項の規定を適用する。

5. 第1項の検査に要する費用は甲の負担とし、第2項の立ち会いおよび第3項の資料の提出に要する費用は、乙の負担とする。

(目的物の引渡し)

第17条 乙は、業務の結果甲に引き渡すべき目的物がある場合は、前条の検査に合格したのち直ちにこれを甲に引き渡すものとする。

(支払い)

第18条 乙は、業務が完了し、第16条第1項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを、書面をもって甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求書が適正であると認めた場合は、甲の支払定日にその代金を乙に支払うものとする。

(瑕疵担保)

第19条 乙は、業務完了の日から1年以内に当該業務について瑕疵が発見されたときは、甲の請求に基づき、乙の負担において甲と協議した期限までに、業務の再履行その他必要な措置をとらなければならない。

2. 甲は、前項の瑕疵によって損害を受けたときは、乙に対して、その損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞)

第20条 乙は、実施期間内に業務を終了することができないと認めるときは、遅滞なくその理由及び終了予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。

2. 乙は、実施期間を過ぎて業務を終了したときは、損害金として、実施期間の最終日の翌日から終了の日までの日数について、当該業務の代価の年5%に相当する金額を、甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい理由により業務が遅滞し、甲がこれを認めたときは、この限りでない。

3. 第16条第4項の規定により再度届出が行われた業務の遅滞日数は、甲が不合格を通知した日から終了の日まで（納期内に要した日数は除く。）とする。

(契約の変更)

第21条 甲は、必要があるときは、仕様その他この契約の内容を、乙と協議のうえ変更することができる。

2. 契約期間中、経済事情の変動その他の理由により契約内容が不相当となったと認めるときは、甲乙協議して、契約金額その他この契約の内容を変更することができる。

(解 約)

第22条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解約することができる。

(1) 乙が、解約を申し出たとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、納期内または納期後相当の期間内（ただし、当該事業年度を越えることは出来ない）に、業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙が、業務の実施または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(5) 乙が、無能力者もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著

しく低下したとき。

(6) 甲の都合により解約を必要とするとき。

2. 乙は、前項第1号から第4号までの一に該当する事由により契約を解除されたときは、契約解除部分に対する金額の10分の1に相当する金額を、甲の指定した期限までに甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい理由により乙が解約を申し出てこれを認めたときは、この限りでない。

3. 甲は、第1項第6号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(一般的損害)

第23条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(相 殺)

第24条 甲は、乙が甲に支払うべき違約金、損害金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(補 則)

第25条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。又、紛争が生じたときは、日本国の法令に準拠し、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。